（様式第2-14号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和４年４月５日

市貝町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第１項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				市貝町大字赤羽、多田羅、上根、市塙、文谷、田野辺、椎谷、杉山、大谷津、続谷、刈生田、塩田、羽仏、笹原田地区	無	R3　～　R7	市貝町農村環境保全協議会